

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宝塚市長 山崎 晴恵

市町村名 (市町村コード)	宝塚市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地所有者は高齢化が進行しており、将来を見据えた担い手の確保が必要となっている。ため池・水路などは適正な管理が必要となっており、農道においても法面の除草が難しく、地域全体の管理が必要となっている鳥獣被害防止対策については、継続的な管理・補修が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心としながら野菜（黒枝豆など）を生産する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域は大字大原野のうち東部地区を基本とするが、東部農会員が面的に耕作している他地区の農地は本計画区域内とし、他地区の農業者が面的に耕作している農地については本計画区域外とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作ができなくなった場合は、地域内の耕作者、JA等に相談し、農地の集積、集団化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて改修を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
体験農園を通じた新たな担い手の確保・育成に取り組む。新たな耕作者の受け入れや、受け入れ可能な農地を把握する仕組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討する。。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策は侵入防止柵を設置し、補修・維持管理の継続に取り組む。 ③効率的に農業が行えるように、GISの活用や無人化・機械化を検討する。 ⑦ため池などの維持管理、除草作業など共同で行い、農地の保全管理に取り組む。 ⑧水路などの農業用施設は必要に応じて改修を検討する。				